

第2部

分野別施策の実施状況

第2部 分野別施策の実施状況

第1章 自然と共生する社会づくりの推進

第1節 身近な自然を守り育む活動の推進

1 身近な自然の再生活動【自然環境課】

ゲンゴロウやメダカ、キキョウなどかつてはどこにでも見られた生き物の多くが絶滅の危機に直面しており、自然環境が豊かだといわれる本県でも例外ではなく、ゲンゴロウは県内でも数か所でしか見られなくなっています。

また、県内のほとんどの水田で見ることができたトノサマガエルなどの生き物も平野部では姿を消している状況です。

県では、かつて身近に見られた生き物をはじめ、多様な生き物が生息できる自然環境を再生するため、県民による活動を応援する「自然再生ふくい行動プロジェクト」を行っています。



身近に見られなくなりつつある生き物
(左上) ゲンゴロウ (右下) トノサマガエル

(1) プロジェクトへの参加登録

このプロジェクトは、自然環境課のホームページにある登録用紙に必要事項を記載し、申込手続をされることによりどなたでも参加が可能です。



自然再生ふくい行動プロジェクトポスター

(2) 活動の実践

県では、「自然再生ふくい行動プロジェクト」に参加登録した個人や団体による自然環境の保全再生活動を応援するため、県内の自然観察や生物の専門家による「自然再生支援隊」を派遣する制度を設け、これを活用して効果的な活動が行われています。また、県内で実施する自然再生活動の情報を随時参加登録者に案内することで交流が生まれ、県内で自然再生の輪が広がりつつあります。



自然再生支援隊から指導を受け生き物観察する生徒たち

(3) 成果発表

県では、多くの方に活動内容を知ってもらおうと、平成23年度から25年度にプロジェクト参加団体のコンクールを開催し、「自然再生ふくい行動プロジェクト」で優れた活動を実践する団体を表彰しました。



生き物百葉箱・自然再生ふくい行動コンクールで表彰を受けた児童たち

2 自然とふれあう機会の充実

(1) エコツーリズム、グリーンツーリズム*1

①エコツーリズム【自然環境課】

本県の身近で優れた里地里山の自然環境を保全するには、持続的な人の関わりが必要です。そこで県では、里地里山の自然環境の保全と活用を図るため、観光振興と結びつけたエコツーリズムの推進を図っています。

平成16年度に、県内3地域において自然体験プログラムを開発し、平成17年度以降は、それらプログラムを活用したエコツーリズムを実施しています。

なかでも、ラムサール条約に登録された三方五湖を有する若狭町においては、地域ブランド創造活動推進事業を活用し、三方五湖を活用したエコ・グリーンツーリズムを推進してきました。

平成22年9月には、長年エコツアーに取り組んできた社団法人若狭三方五湖観光協会が、環境省の第6回エコツーリズム大賞特別賞を受賞しました。

また、コウノトリの飼育を行っている越前市白山・坂口地区では、地域外との交流により地域の自然環境を保全し、地域振興を図るため、地域の人たちが中心となり、県内外の子どもたちを対象としたエコキャンプを実施しており、川遊びやビオトープ作り体験などを行っています。



エコキャンプで外来種駆除を兼ねアメリカザリガニ釣りを体験する子どもたち（白山・坂口地区）

さらに、白山地区住民を中心として構成されているしらやま振興会は、ほたるが飛び交う初夏の里山を、五感で体感するツアーを企画し、国土交通省の水の里の旅コンテスト2013において、最優秀賞を受賞しました。



ツアー中、ほたるカフェで食事をする子どもたち（白山地区）

②エコ・グリーンツーリズム*2【地域農業課】

都市住民の環境や食の安全安心に対する意識の高まり、体験交流型への旅行スタイルの変化などを背景に、農山漁村地域における自然体験や農林漁業体験を行うエコ・グリーンツーリズムの参加人口が増加しています。特に本県では京阪神や中京地域に近いという立地条件に加え、海・山・里には、豊かな自然や食文化があることから、エコ・グリーンツーリズムによる地域資源を活かした農山漁村地域の活性化が期待されています。

本県では、平成27年8月に「ふくい里山里海湖ビジネス協議会」を設置しました。その中で、中山間地域の歴史や文化、豊かな自然環境を生かし、農家民宿、農家レストラン、ミニ直売所、トレイルコース、農林漁業体験施設等を整備し、都市との交流を促進することで地域の活性化を図ることを県内市町や関係機関との間で意思統一しました。また、平成27年度から「里山里海湖ビジネス推進事業」を創設し、ミニ農家レストランやミニ直売所などの整備に対する支援を行っています。

*1エコツーリズム、グリーンツーリズム：エコツーリズムとは、訪れた地域の豊かな自然環境を体験するとともに、それら自然環境の保全に責任を持つ観光の形態のことです。グリーンツーリズムとは、稲刈りや地引網などの農林漁業体験や、地域の郷土料理、伝統文化などを楽しむ観光の形態をいいます。エコツーリズム、グリーンツーリズムともに、欧米において、余暇を自然との対話の中から自己実現として楽しむため発展してきた観光形態です。

*2エコ・グリーンツーリズム：エコツーリズムと、グリーン・ツーリズムを合わせた言葉です。

◆第2部 分野別施策の実施状況

ア 農家民宿

都市と農山漁村の交流の拠点として「農家民宿」の開業を促進しており、平成17年11月に食事の提供に必要な施設基準を緩和する全国初となる本県独自の規制緩和を実施するとともに、研修会の開催などの開業の支援を行っています。平成26年度は、県内では新たに3軒が許可を取得し、美浜町、越前市、若狭町、福井市などで158軒の農家民宿が開業しています。

イ ふるさとワークステイ

滞在型の交流を推進し、農山漁村への定住の促進を図るため、都市住民が農山漁村に滞在し、農作業や環境保全、地域づくり等のボランティアを行う「ふるさとワークステイ」を平成20年度から実施しています。平成26年度は、628名の都市住民の参加があり、前年度に比べて125名増えました。地域別の内訳は関東18%、関西50%、中京6%など、年代別では20代61%、30代7%、40代4%などとなっており、地域別では関西圏からの参加が多く、年代別では若い層の参加が多いなどの特徴を示しています。



ふるさとワークステイに参加した若者達

ウ 子ども農山漁村交流プロジェクト

子どもが農林漁業者と交流し農林水産業や自然を体験することには、大きな教育効果が認められています。このため、平成20年度から農林水産省、文部科学省、総務省の三省連携で農山漁村における小学生の長期宿泊体験を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」がスタートしました。本県では、若狭町、美浜町が受入れモデル地域に採択され、大敷網などの漁業体験、そば打ち、魚の調理などの食体験を実施しました。また、農山漁村地域における平

成26年度の体験旅行は、前年度に比べて減少したものの、県全体で約8,500名の受入れがあり、特に中学校を中心に若狭町で約3,900名、美浜町で約1,600名の受入れがありました。



教育旅行で定置網漁を体験している様子

エ 広域的な連携

エコ・グリーンツーリズムを実施する団体や市町が広域的に連携し、都市圏に向けた情報発信の強化、受入実践者の資質向上等により、農山漁村地域への誘客を拡大するため、平成20年9月に、全県的な推進組織「ふくいエコ・グリーンツーリズム・ネットワーク」を設立し、会員同士の連携や研修を実施することによる人材育成、フォーラム等の開催による普及啓発に取り組んでいます。

オ 都市農村交流員

平成21年4月から、(公社)ふくい農林水産支援センターに「都市農村交流員」を配置しており、現在2名が活動しています。都市と農山漁村とをつなぐコーディネーターとして、若者の誘致活動、農山漁村における受入れのサポート、地域資源を活用した交流の活性化などに活躍しています。

(2) 水辺の楽校プロジェクト【河川課】

現代の子どもたちは、自然にふれあう機会が減っているため、自然体験、生活体験不足につながっています。そこで、子どもたちが水辺に親しみ、遊び学ぶことができるように、水辺に近づく護岸等の整備を進めるなど、自然環境あふれる安全な水辺を創出し、子どもたちの自然体験活動を支える地域連携体制を整えています。

①福井市狐川 水辺の楽校

福井市の狐川においては、過去の河川改修事業による直線化によって、瀬と淵*¹が失われ水辺植物が消滅したことに加え、市街化に伴う水田の宅地化により、魚類やトンボといった昆虫の生息場所が失われていることから、地域住民と協力し、動植物の生育・生息環境を復元および身近な自然環境の場として、水辺空間の整備を進めています。

平成16年度から、行政と住民の協力のもと、ワークショップを開催し、全体の整備計画の検討・策定および詳細設計を実施しており、平成18年度からみお筋*²の整備を行っています。



図 1-1-1 狐川 整備状況

分野別施策の
実施状況

自然と共生する
社会づくりの推進

(3) 人材の養成

①ナチュラリスト・ナチュラリストリーダー*³

【自然環境課】

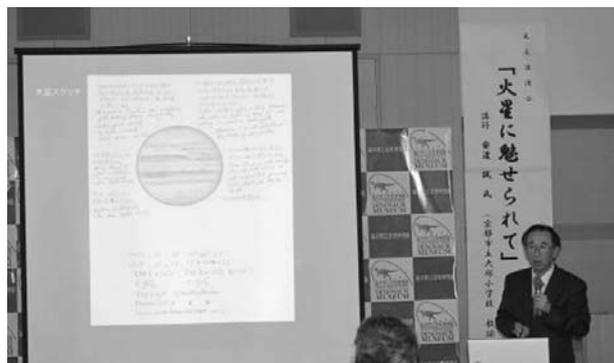
県では、自然とのふれあいを促進し、自然保護思想の普及を図ることを目的として、平成2年度からナチュラリスト養成事業を推進しています。ナチュラリストの平成26年度末の登録者数は9,740人で、そのうち107人がナチュラリストリーダーに登録されています。

ア ナチュラリストリーダーの養成

平成26年度は、ナチュラリストリーダーやナチュラリストリーダーを目指す人を対象に、より専門的な講座を年1回実施しました。

②普及啓発

平成26年度は、自然保護の普及啓発誌として「ナチュラリスト」(72~74号)を編集・発行しました。



指導者養成講座 天文講演会の様子

*¹瀬と淵：川の流れが速く水深の浅い場所を瀬、流れが緩やかで深い場所を淵と呼びます。川の蛇行区間には、多くの瀬と淵がみられます。

*²みお筋：平時に流水が流れている道筋。川幅は広くてもみお筋はその一部で、しかも、曲がりくねっているのが普通です。より自然な川の流れをつくり出すには、みお筋が形成されるよう配慮することが重要です。

*³ナチュラリスト・ナチュラリストリーダー：一般には、自然に関心を持って積極的に自然に親しむ人や自然の動植物を観察・研究する人のことを指しますが、県ではこれらの人を「ナチュラリスト」として登録することにより、本県の優れた自然環境を県民の方が守り育てていこうとする活動を支援しています。また、ナチュラリストのうち観察会の指導員として活動する人を「ナチュラリストリーダー」として登録しています。

◆第2部 分野別施策の実施状況

②フォレストサポーター*1【森づくり課】

県では、県民や児童生徒に対して、森林・林業に関する知識習得を図るとともに、森林の案内や野外体験学習等におけるボランティア活動の指導者を確保するため、フォレストサポーターとジュニアフォレストサポーターを養成しています。

平成26年度末現在122人のフォレストサポーターが認定を受け、県内各地で活動を展開しており、平成27年度は7人が養成研修を受講しています。

一方、ジュニアフォレストサポーターは、小学校高学年から大学生を対象とした養成研修を年2回（夏・冬）実施し、平成26年度末現在256人を認定しています。

今後も、子どもたちに対して、魅力ある森林環境教育を行い、多様な森林体験の機会を提供しながら、将来、福井県の森林・林業を担う後継者、指導者として活躍してもらうことを期待しています。



ジュニアフォレストサポーターの養成研修

(4) 自然とふれあう機会の提供

各市町では、4～5月の「みどりの日」を中心とする週間や、7～8月の環境省が主唱する「自然に親しむ運動」月間に、自然観察会や自然の中の歩道を歩く会などを開催しています。

また、県自然保護センターでは、自然観察会や天体観望会等を、県海浜自然センターでは、スノーケリング自然教室や海のふれあい教室等を開催しています。



自然観察会

表1-1-1 イベント等の開催状況

○自然とふれあうみどりの日の集い（毎年4月15日～5月14日）（平成27年度）

場 所	行 事 数	参加人数	内 容
県内全域	19	10,519人	自然観察会、植樹・苗木や花の配布、園芸教室、ハイキング、その他

○自然に親しむ運動（毎年7月21日～8月20日）（平成27年度）

場 所	行 事 数	参加人数	内 容
県内全域	15	1,393人	自然観察会、天体観測、野外レクリエーション、その他

○全国・自然歩道を歩こう月間（毎年10月）（平成27年度）

場 所	行 事 数	参加人数
県内全域	6	1,154人

○県自然保護センター行事（平成26年度）

行 事 名	回数	参加人数
自然観察会	11	293人
自然観察の森ガイド	81	2,806人
天体観望会など	590	12,203人
ナチュラルストーリーナー養成講習会	1	84人
計	683	15,386人

○県海浜自然センター行事（平成26年度）

行 事 名	回数	参加人数
スノーケリング自然教室	8	137人
海のふれあい教室	18	487人
三方五湖自然教室など	7	208人
青少年育成講座	0	0人
指導者養成講座	2	33人
計	35	865人

*1フォレストサポーター：県が行う所定の研修を受講した者を「フォレストサポーター」に認定し、県民や児童生徒に対して、森林・林業に関する知識の普及と森林の案内や野外活動等のボランティア活動の指導者として活動しています。

分野別施策の実施状況
自然と共生する社会づくりの推進

3 自然公園などの適切な保全と活用【自然環境課】

(1) 自然公園

福井県は、自然豊かな県と評されており、その豊かな自然環境を保全するため、自然公園法および福井県立自然公園条例に基づく自然公園や福井県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域が指定されています。



図1-1-2 自然公園および自然環境保全地域

本県の自然公園は、白山山系の山岳公園である白山国立公園、嶺北の隆起海岸である越前加賀海岸国立公園、嶺南のリアス式海岸である若狭湾国立公園、白山国立公園に隣接する奥越高原県立自然公園の4公園が指定され、その面積は61,910haで県土面積の約14.8%を占めています。また、若狭湾国立公園には、海域の景観を維持するために三方海域公園地区が指定されています。自然公園区域内において、工作物の新增改築、土地の形状変更、木竹の伐採などの行為をしようとする場合は、許可または届出が必要であり、内容によっては条件を付すなどして環境の保全を図っています。

(2) 自然公園内の施設整備

自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その健全な利用の増進を図ることを目的としています。県では、それぞれの公園計画に基づいて大野市の三ノ峰や赤兎山の登山道、坂井市の越前三国オートキャンプ場、若狭町の食見園地（マリンパーク）、大野市の九頭竜国民休養地などを整備し

表1-1-3 自然公園の概況（単位：ha）

公園名	面積	特別地域		普通地域	海域公園地区
		特別保護地区	特別地域		
白山国立公園	7,406	220	7,186		
越前加賀海岸国立公園	8,008	92	7,721	195	
若狭湾国立公園	15,457	67	15,185	205	30.2
奥越高原県立自然公園	31,039		17,869	13,170	
計	61,910	379	47,961	13,570	30.2

なお、平成17年11月に、国際的に重要な湿地として、若狭湾国立公園内の三方五湖が、平成24年7月には越前加賀海岸国立公園内の中池見湿地がラムサール条約湿地に登録されました。

また、国が委嘱する自然公園指導員54名や県が委嘱する自然公園管理協力員40名等の協力を得て、自然公園の利用者や居住者に対して自然環境保全の重要性の普及啓発を図っています。

表1-1-4 自然公園利用者数（平成26年）

公園名	利用者数
白山国立公園	114千人
越前加賀海岸国立公園	3,973千人
若狭湾国立公園	6,988千人
奥越高原県立自然公園	3,535千人
計	14,610千人

てきました。

近年は、公園利用者の安全確保や利便性向上のために、既存施設の改修や新たな施設整備を進めるとともに、大雨等により被害を受けた施設の対策を実施しています。

分野別施策の実施状況

自然と共生する社会づくりの推進

◆第2部 分野別施策の実施状況

表1-1-5 自然公園の施設整備の状況（平成26年度実施分）

公園名	場所（公園事業名）	整備施設
越前加賀海岸国定公園	坂井市三国町安島（東尋坊地区苑池）	木柵改修
越前加賀海岸国定公園	越前町梨ヶ平（越前岬線）	木柵・遊歩道改修
越前加賀海岸国定公園	越前町銭ヶ浜（銭ヶ浜園地）	木柵改修
越前加賀海岸国定公園	あわら市北潟（中部北陸自然歩道）	園路整備
若狭湾国定公園	若狭町世久見（近畿自然歩道）	法面对策
若狭湾国定公園	小浜市青井（海望山園地）	法面对策
越前加賀海岸国定公園	坂井市三国町安島（東尋坊地区苑池）	木柵改修

表1-1-6 自然公園の施設整備の状況（平成27年度計画分）

公園名	場所（公園事業名）	整備施設
若狭湾国定公園	若狭町食見（近畿自然歩道）	自然歩道整備
若狭湾国定公園	小浜市青井（海望山園地）	法面崩壊対策
越前加賀海岸国定公園	あわら市波松（中部北陸自然歩道）	トイレ下水管接続
若狭湾国定公園	高浜町東三ツ松（近畿自然歩道）	トイレ設計
越前加賀海岸国定公園	越前町梨ヶ平（越前岬線）	木柵、階段工修繕
越前加賀海岸国定公園	坂井市三国町安島（東尋坊集団施設地区）	木道再整備
越前加賀海岸国定公園	坂井市三国町安島（東尋坊集団施設地区）	植栽松管理
若狭湾国定公園	おおい町大島（赤礁崎オートキャンプ場）	転落防止柵修繕、浄化槽改修
若狭湾国定公園	高浜町西三ツ松（近畿自然歩道）	便所雨漏り修繕
白山国立公園	大野市上打波（小原三ノ峰線）	太陽光発電バッテリー取替え
白山国立公園	大野市上打波（小池野営場）	駒止めブロック修繕

（3）自然環境保全地域

①自然環境保全地域の保全

県では、周辺の自然的社会的諸条件からみて、その自然環境を保全することが特に必要な区域を「福井県自然環境保全地域」に指定しています。

現在は、敦賀市池河内の湿原と池田町榑侯のブナ林の2か所が指定されています。

池河内中央部の阿原ヶ池周辺では、当地区の管理・保全を図るための巡視歩道（604m）を整備し、水路の見回りや草刈り等の管理を委託しています。また、この巡視歩道は、訪れた人々が四季折々の美しい自然を観察するのにも利用されています。

表1-1-7 福井県自然環境保全地域の概要（平成27年3月末現在）

名称	所在地	指定年月日	面積 (ha)			保全対象とする自然環境の概要
			特別地区	普通地区	計	
池河内	敦賀市池河内	昭和52.3.25	7.8 うち、野生動物保護地区7.4	103.2	111	敦賀市を流れる笙の川の源流部に形成された湿原とその周辺域。湿原部には、ヤナギトラノオ（南限種）、ヤチスギラン（西限種）、ミズドクサ（南限種）、ハッチョウトンボなどの貴重な野生動物がみられる。
榑侯	池田町榑侯	昭和54.6.19	162.12	—	162.12	本県では稀なブナ・ウスギヨウラク・チシマザサ群落として特徴付けられるブナ自然林が広範囲に分布する。一帯には、モミジカラマツ（西限種）、シロウマイノデ（西限種）などの植物のほか、クマタカなどの希少猛禽類がみられる。

分野別施策の実施状況
自然と共生する社会づくりの推進

②自然環境保全条例に基づく保全

自然環境保全地域、自然公園、保安林、都市公園、市街化区域、用途地域および風致地区等の区域以外における一定規模以上の開発行為は、福井県自然環境保全条例に基づき、事前届出が義務付けられています。届出を要する行為は、宅地の造成、ゴルフ場、スキー場、遊園地またはキャンプ場の建設、水面の埋立てまたは干拓および土地の開墾その他土地の形状の変更のうち、一団の土地の総面積が1ha以上の行為です。

これらの行為に対し、県は、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、助言または勧告をすることがあります。

(4) ふるさとの環境

本県は、越山若水といわれるように美しい山々や海に恵まれており、これらの自然や風景は、私たちの生活に有形無形の恩恵を与え、心のふるさとなっています。

①ふるさと福井の自然100選

本県のすぐれた自然を再認識し、次世代に引き継いでいくため、県では、平成7年3月に、県民から地域のシンボルとして親しまれているすぐれた自然を募集し、「ふるさと福井の自然100選」を選定しました。原生的な自然から鎮守の森のように身近な自然まで、県内全域のすぐれた自然が幅広く選ばれています。

③自然環境保全のための買い上げ

県では、昭和53年度と平成元年度に、大野市上打波の刈込池周辺（白山国立公園の第一種特別地域内）268.3haを買い上げ、すぐれたブナ林を保全するとともに、解説板等を設置し、自然とのふれあいや自然学習の場としての活用を図っています。

こうした取り組みは、県内の市町でも徐々に行われつつあり、平成8年度には、大野市が平家平のすぐれた自然環境を保全するため196haを買い上げています。



平泉寺（勝山市）